

マイナンバー法成立までの経緯①

2009年12月 「平成22年度税制改正大綱」で、番号制度の導入について言及。

2010年2月 「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置。（2010年6月までに全6回開催）

2010年6月 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会で「中間とりまとめ」を公表。

2010年11月 政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を設置。（以降14回開催）

2010年12月 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で「中間整理」を公表。
「社会保障改革の推進について」を閣議決定。

2011年1月 政府・与党社会保障改革検討本部で「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、「番号制度創設推進本部」設置を決定。

2011年4月 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で「社会保障・税番号要綱」を決定。

2011年6月 政府・与党社会保障改革検討本部で「社会保障・税番号大綱」を決定。

2011年12月 政府・与党社会保障改革検討本部を「政府・与党社会保障改革本部」に改称。（以降2回開催）

2012年1月 政府・与党社会保障改革本部で「社会保障・税一体改革素案」を決定、閣議報告。

2012年2月14日 マイナンバー関連3法案を閣議決定、第180回通常国会に提出。

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- ・地方公共団体情報システム機構法案

2012年11月16日 衆議院が解散し、マイナンバー関連3法案が廃案。

マイナンバー法成立までの経緯②

- 2013年3月1日 マイナンバー関連4法案を閣議決定、第183回通常国会に再提出。
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（マイナンバー法案）
 - ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
 - ・ 地方公共団体情報システム機構法案
 - ・ 内閣法等の一部を改正する法律案（政府CIO法案）

2013年3月22日 衆議院本会議においてマイナンバー関連4法案につき趣旨説明、質疑（総理入り）。衆議院内閣委員会にマイナンバー関連4法案が付託。

- 2013年3月27日 衆議院内閣委員会において提案理由説明、質疑。
- 4月3日 衆議院内閣委員会において質疑。
- 4月5日 衆議院内閣委員会において参考人質疑。
- 4月11日 衆議院内閣委員会において質疑。
- 4月11日 衆議院内閣・総務・財務金融・厚生労働委員会において連合審査。
- 4月24日 衆議院内閣委員会において質疑。
- 4月26日 衆議院内閣委員会において質疑（総理入り）、一部修正のうえ可決、附帯決議。

2013年5月9日 衆議院本会議においてマイナンバー関連4法案につき一部修正のうえ可決。

マイナンバー法成立までの経緯③

2013年5月10日 参議院本会議においてマイナンバー法案及び整備法案につき趣旨説明、質疑（総理入り）。
参議院内閣委員会にマイナンバー法案及び整備法案が付託。
※参議院内閣委員会に政府CIO法案が付託。
※参議院総務委員会に地方公共団体情報システム機構法案が付託。

2013年5月16日 参議員内閣委員会において趣旨説明。
5月21日 参議院内閣委員会において質疑。
5月23日 参議院内閣委員会において質疑（総理入り）、可決、附帯決議。

2013年5月24日 参議院本会議においてマイナンバー関連4法案が可決、成立。

2013年5月31日 マイナンバー関連4法が公布。

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）
- ・ 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）
- ・ 内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）